

中島村消防団 消防団活動・安全管理マニュアル

令和2年5月

中島村消防団

目次

第1章	はじめに	1
1.	消防の任務	1
2.	消防団の位置づけ	1
3.	消防団の活動	1
4.	消防団の特性	1
	・火災発生時フロー	2
	・水害時フロー	4
	・震災時フロー	6
第2章	平常時	7
1.	消防団の心構え	7
2.	貸与品の管理	7
3.	資機材等の維持	7
	(1) 消防車両、ポンプの点検	7
	(2) 消防車両搭載資機材の点検	8
	(3) 消防施設の点検	8
	(4) 運転免許	9
	(5) 免許の補助金制度について	9
第3章	権限と義務	10
1.	消防団員の権限	10
2.	消防団員の義務	11
第4章	指揮系統と任務内容	12
1.	火災出動	12
2.	水防・震災等の大規模災害出動時	12
3.	捜索出動時	12

第5章	火災編	13
1.	火災出動	13
2.	火災防御	14
3.	安全管理	18
4.	火災種別ごとの戦術重点事項	19
第6章	水防編	20
1.	水防出動	20
2.	活動内容	20
3.	退避判断基準	23
《参考資料》	内閣府「警戒レベル4で全員避難!!」	26
第7章	搜索活動編	27
1.	出動要請	28
2.	活動と安全管理	28
第8章	震災編	29
1.	活動準備	29
2.	活動内容	29
3.	安全管理	31
4.	応急手当	31
第9章	消防団員の処遇編	32
1.	消防団の処遇	32
2.	消防団員が資格を取得する場合の優遇	33
資料1	場所特定資料表	34
資料2	消防団員自動車免許取得等事業補助金交付要綱	39
資料3	中島村ハザードマップ	40

第1章 はじめに

1. 消防の任務

『消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。』（消防組織法第1条）

消防団は、消防署と同様、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

2. 消防団の位置づけ

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

3. 消防団の活動

◎消防活動

消防団の最も基本的な任務である。有事に備え各種消火訓練等を行う。

◎災害防御活動

大規模災害時の防御及び救助等を行う。

◎予防活動

火災を未然に防ぐには、予防消防が大切である。「火の用心」を呼びかける夜警等、広報活動も行う。

◎防犯活動

警察署・地域等と協力して地域の安全を確保する。

◎地域交流

村・地区イベント、子供会行事など各種行事へ積極的に参加し、交流を図る。

4. 消防団の特性

●地域密着性

消防団員は地域に居住していることから、地域の人々や事情に通じていること。

●要員動員力

多数の団員が出動可能なこと。

●即時対応力

地域に居住する特性を生かし、火災、風水害や大規模地震まで、地域防災の中核として活動しています。また、日頃から訓練を行うとともに特別警戒活動を実施するなど、災害へ備えて地道な活動も行っています。

火災発生時 出動フロー

火 災 発 生

- ◎消防団幹部(班長以上)にメール着信。(白河消防本部が発信)
- ◎同時に村役場に電話(自動放送)が入る。(白河消防本部が発信)
- ◎村防災無線よりサイレン吹鳴。(白河消防本部が発信)

☆ポイント! 場所を良く聞くこと。 解らない時は、

- ①消防車両搭載の無線で本部に聞く。
- ②このマニュアルP.34を見る。
- ③所属の幹部に聞く。
- ④役場(住民生活課52-2112)に目標を聞く。

出 動 P.13

- ◎ 屯所、または現場に向かう。(勤務先、出先より現場を目指す時は、平常時より部長・班長と方法を決めておくこと。)
- ◎ 安全防備(冬場なら防寒対策)を徹底すること。
 - ・ハッピー着用
 - ・活動服着用
 - ・救助用半長靴または消防長靴
 - ・ヘルメット着用(屯所、または車両搭載のヘルメットを使用すること。)
- ◎ 飲酒運転は厳禁である。

☆基本的には、屯所で安全装備を確認し、同分団部員と合流し出動する。

消防車両で現地へ P.13

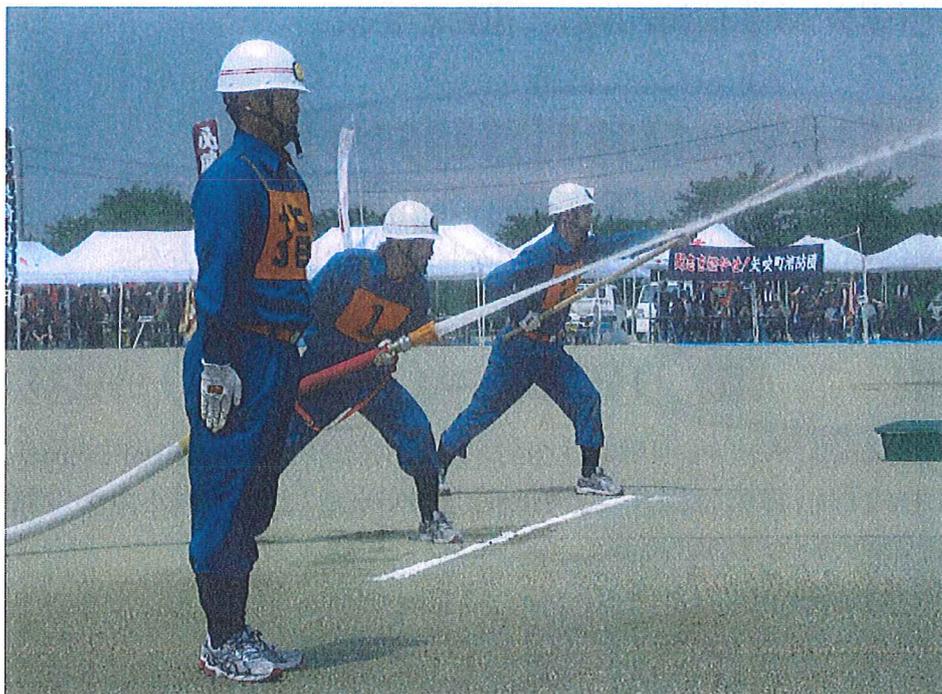
- ◎無線機のスイッチONを確認。
- ◎サイレン吹鳴
- ◎赤色灯点灯
- ◎前照灯点灯
- ◎緊急車両として現場を目指す。(緊急自動車の特例P.10を参照。)

現 場 到 着 P.13 ⇒ 活 動 P.14

- 1.現着一番時は、安全確保してから水利よりの消火活動を行う。
- 2.団長等上位階級者、または消防署員の指示で消火活動に従事する。
- 3.車両等で混雑時は、移動できる場所に駐車し、指示を受けること。

各撤収 フロー

- ☆ 本部より各幹部に撤収前の参集指示がある。
 - ・部員の出動人員数の確認。
 - ・部員の怪我の有無、機械器具の破損の有無を確認。
 - ☆ 統監・団長のもと全出動団員が集合する。
 - ・各部代表者が「出動人員◎◎名、放水(無し、有り「使用ホース◎本」、人員機械器具異常なし(団員怪我、機械故障有り時は、状況報告。))
 - ・火災発生現場の担当部が、残り火の処理・抑止のため残る指示がある。
 - ☆ 残って処理・抑止する部員等
 - ・現場に放水できる体制を確保して、その他は撤収する。
 - ・安全を確認できるまで、現地で残火処理、警戒視認を行う。
 - ・再出火の恐れが無く、安全が確認できたら撤収する。
 - ☆ 現場より屯所に帰還した部員等
 - ・使用したホースの洗浄
(洗浄したホースは、ホースポールに干す。1週間を目途に撤収し二重巻の後、車両に搭載する。)
 - ・ポンプ等の洗浄
自然水利を使用した場合: きれいな水でポンプ内循環洗浄
冬場は凍結防止対応徹底: 水抜き実施。吸水管継ぎ目等へ不凍液使用
- ※ 仕事を抜け出し出動した際は、役場から「出動証明」を発行されるので、消防担当者に発行を申し出ること。そして会社等に提出すること。



水害時 出動フロー

- ☆ 日頃から気象情報、阿武隈川等の水位を注視すること。
- ☆ 日頃から資機材のある場所を確認すること。
 - ・屯所内には、土嚢袋常時250袋ある。
 - ・屯所内には、灯光器1基、発電機1基、ヘッドライト(部員分)、カップ(部員分)、ライフジャケット(第1分団)。
 - ・水防倉庫は(役場タンク車車庫)。(「中島村水防計画」内項目のとおり) 岡ノ内集落南「配水場」に砂が入った土嚢がある。
- ☆ 日頃から水害時の経験を全分団部員で共有すること。
床上下浸水、避難勧告世帯、通行止箇所など(村ハザードマップ参照)。
特に阿武隈川沿エリアを担当する分団部は、地区行政区と協力して避難体制を想定すること。
- ☆ 日頃から通勤道路の冠水エリアを想定すること。団員自身が周辺市町村から召集等移動する際、安全な帰路を選択しなくてはならない。

巨大台風、長雨による河川水位上昇時

- ◎ 発災の恐れがある時、特に『第1分団第5部(代畑)、第6部(松崎)』は、自宅待機または屯所待機の可能性が高くなる。
- ◎ 本部(役場)より、部長以上に有事の際に備えるよう連絡がある。
- ◎ 自宅(家族)の安全確保の後に、出動に備える。

災害発生または特別警報発令時

- ◎ 村災害対策本部(村長・団長)で全団への出動要請を判断する。
- ◎ 特別警報発令時は、発災が無くても全団員へ出動要請となる。

出 動 P.20 ⇒ 活 動 P.20

- ◎ 村防災無線よりサイレン吹鳴(分団長等より部長へ電話連絡時もある)。
救助用半長靴(長靴は場合により危険な時がある)、ヘルメット、カップ着用。
- ◎ 無線機のスイッチONを確認。
 - ・屯所で指示を待つ。
 - ・単独行動は決してしない。ペア以上で行動すること。
 - ・出動は長期に及ぶことがある。食事・睡眠確保は交代で計画的にとる。
(災害対策本部で食事を用意できない場合も想定する。)

各撤収 フロー

- ☆ 部長以上が本部に参集し、状況報告及び以降の対応方法を確認し、解散指示となる。
- ☆ 使用機械器具類の洗浄等を行った後解散となる。
- ☆ 仕事を抜け出し出動した際は、役場から「出動証明」を発行されるので、消防担当者に発行を申し出ること。そして会社等に提出すること。



震災時出動フロー

- ☆ 大地震に遭遇した時、自分自身の安全確保が第一である。
- ☆ 自宅(家族)の安全を確認し、余震に備えること。
- ☆ 日頃から資機材のある場所を確認しておくこと。
 - ・屯所内には、土嚢袋が常時250袋ある。
 - ・屯所内には、灯光器1基、発電機1基、ヘッドライト(部員分)。
 - ・屯所内には、カップがある(所属部員分)。
 - ・水防倉庫は(役場タンク車車庫)。(「中島村水防計画」内項目のとおり。)
- ☆ 日頃から地震時の経験を全分団部員で共有すること。
自宅周辺の道路隆起箇所、通行止め箇所。
- ☆ 日頃から通勤道路が震災時通行できるか想定する。3.11震災時の隆起発生、橋落下情報を同僚などから得て、迂回ルートなど有事の安全な帰路を確保できること。

災害発生

- ◎緊急地震速報が携帯電話、テレビ等が受信する。
- ◎村災害対策本部(村長・団長)で全団への出動要請を判断する。
- ◎村防災無線または電話連絡により、指示がある。

☆ポイント！ 自分自身の安全確保、家族の安全確認。

出 動 P.29 ⇒ 活 動 P.29

- ◎村防災無線よりサイレン吹鳴または、分団長より部長へ連絡もある。
- ◎停電時は、本部⇒分団長⇒副分団長⇒部長⇒班長⇒階級順で連絡体制。
- ◎安全ブーツ(長靴は場合により危険な時がある)、ヘルメット着用。
- ◎無線機のスイッチONを確認。
 - ・屯所で指示を待つ。
 - ・単独行動は決してしない。ペア以上で行動すること。
 - ・出動は長期に及ぶことがある。食事・睡眠確保は交代で計画的にする。

撤収 フロー

- ☆ 部長以上が本部に参集し、状況報告及び以降の対応方法を確認し、解散指示。
- ☆ 使用機械器具類の洗浄等を行った後解散となる。
- ☆ 仕事を抜け出し出動した際は、役場から「出動証明」を発行されるので、消防担当者に発行を申し出ること。そして会社等に提出すること。

第2章 平常時

1. 消防団員の心構え

消防団は、地域に密着した消防機関として「自分の街は自分たちで守る」という郷土愛護の精神と使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っている。地域住民にとっては最も身近な防災リーダーとして頼りになる存在である。常に防災意識を高く保つとともに、適時訓練等を実施し、出動時に万全を期すことを心掛けること。

2. 貸与品の管理

消防団員は、下記の貸与品の日常管理、活動時に装着することで安全確保を心掛けること。

制服・制帽(幹部団員 ラッパ隊員)
活動服
法被
アポロキャップ
救助用半長靴(編上靴)
長靴
Tシャツ
トランペット・太鼓(ラッパ隊員)
被服付属品(階級章 ・ベルト ・ネクタイ(幹部団員・ラッパ隊員))

3. 資機材等の維持管理

(1) 消防車両、ポンプの点検

ポンプ車、ポンプ搭載車、小型動力ポンプは、消防活動に欠かせないものである。毎月1回以上はポンプの作動試験、車両のエンジン作動点検を行うこと。

消防車両運行記録簿に車両等点検表を記載すること。

異常を発見した時は、速やかに役場消防担当者または住民生活課52-2112に報告すること。【基本的に機関員の任務。】

注意！

◎有事の際、「バッテリーが上がって、エンジン始動できない。」等あってはならない。

・日頃からの点検。

・屯所納車時に注意。ドア半開き、夜間時の室内灯点けっぱなし等

◎有事の際、「真空がかからない。」等あってはならない。

・日頃からの作動確認、冬場の凍結防止メンテナンスが重要。

(2) 消防車両搭載資機材の点検

消防車両に搭載する資機材も消防活動に欠かせないものである。

防火服、ヘルメット、ホース、管鎗、トビ、車止め等搭載の点検を行うこと。

異常・不備を発見した時は補充、または役場消防担当者または住民生活課
電話52-2112に報告すること。

注 意！

◎有事の際、ホースを活用できる体制。

- ・2重巻で車両に搭載。
- ・穴、接合部異形など無いこと。(旧型、野焼等で破損時は廃棄処分)
- ・管鎗の先が無い。

◎防火服(専用ヘルメットをセット)は車載。通常ヘルメットは屯所より装着するが、最小限数を常時車載して置くこと。

(3) 消防施設の点検

春季連合検閲、秋季検閲、出初式時は、担当エリアの消火栓、防火水槽の点検を行うこと。

異常・不足を発見した時は、役場消防担当者または住民生活課52-2112に報告すること。

◎消火栓を開栓

水が出るか確認。(きつい場合は、専用の長い開栓器を使用。)

◎ホース格納箱内チェック。

①格納箱本体 ②ホース2本 ③管鎗1本 ④開栓器(ハンドル)1本

- ・格納箱本体が劣化している場合がある。
- ・装備品確認。(過去に、管鎗が大量に盗まれた事例有り。要注意。)

参考：屯所配備用具品一覧

装備品	備 考
発電機	1基(インバーター式)
投光器	1基(LED2灯)
防火服	ポンプ車4着 可搬2着 手袋有り
カップ	部員分
ヘッドライト	部員分
土嚢袋	250袋
その他	ライフジャケット(水防エリア)、携帯タンク、

(4) 運転免許

中島村消防団では、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車、水槽付消防ポンプ自動車がある。

消防車両の重量等、団員が免許を取得した時期により運転できない車両がある。免許が無い団員が運転することは無免許運転となる。

(5) 普通免許から準中型免許、また各種限定解除の費用補助金制度について

消防車両運転のため、費用を負担する補助金制度があるので、団員の普通免許等の限定解除などを行う場合は活用すること。「中島村消防団員自動車運転免許取得等事業補助金交付要綱」P.39を参照。

H19年6月1日以前		H19年6月2日～ H29年3月11日		H29年3月12日以降	
普通免許	●自動車の種類 ・車両総重量8t未満 ・最大積載量5t未満 又は乗車定員11人未満	普通免許	◎自動車の種類 ・車両総重量5t未満 ・最大積載量3t未満 又は乗車定員11人未満	普通免許	自動車の種類●◎ ・車両総重量3.5t未満 ・最大積載量2t未満 又は乗車定員11人未満

●平成19年6月1日以前に取得した普通免許であれば、平成29年3月12日以降は、普通自動車及び“車両総重量8t未満”かつ“最大積載量5t未満または乗車定員11人未満”の中型自動車の運転ができます。

7.5t限定準中型自動車	
準中型免許	自動車の種類●◎ ・車両総重量 3.5t以上 7.5t未満 ・最大積載量 2t以上 4.5t未満又は乗車定員 11人未満 受験資格●◎ ・18歳以上

※ 「1-1(滑津原)・1-2(元村)・2-2(川原田):4.6t」各車を運転する条件。

- ① H29年3月12日以降の普通免許所持者は、運転できない。
- ② H29年3月12日以降の普通免許所持者で、準中型免許を取得した場合、運転可。
- ③ 1-1(滑津原)4.1tはマニュアル車両である。H19.6以降取得のオートマチック限定免許では運転できない。
- ④ 1-2(元村)・2-2(川原田):4.6tAT車については、H29年3月11日以前のオートマチック限定免許でも運転できる。

※ 「役場タンク車 5.9t」を運転するときは、以下の条件となる。

- ① H19年6月1日以前の免許所持者。
- ② 準中型免許以上の免許所持者。
- ③ 5t限定解除の免許所持者(準中型免許)。

※ マニュアル車両については、オートマチック限定免許所持者は運転できない。

第3章 権限と義務

1. 消防団員の権限

消防団員には任務遂行のため、必要な権限が与えられている。
十分に理解し各任務遂行時に活用すること。

<p>緊急自動車の 特例</p>	<p>※緊急自動車の3要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急要務(消防活動・災害活動等)であること。 ② 緊急用務で 運転中であること。 ③ 赤色灯点灯、前照灯(ヘッドライト)点灯(昼間でも)、サイレン吹鳴。 <p>※引き揚げ時、訓練時、車両停止中など緊急要素が無い時、特例は無い。</p> <p>※緊急自動車であっても徐行義務は免除されない。</p> <p>☆緊急通行権</p> <p>火災現場に到着するために、一般通行の用に供しない道路や空地などを通行することができる。</p> <p>【消防法第27条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。】</p> <p>☆優先通行権</p> <p>消防車両が災害現場に出動する際は、他の車両等に優先して通行することができる。</p> <p>【消防法第26条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。</p> <p>2 消防車の優先通行については、道路交通法第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによる。</p> <p>3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。</p> <p>4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘または警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。】</p>
----------------------	---

<p>消防警戒区域 の設定</p>	<p>消火活動を効率的に行うために、一定の区域内の立ち入りや交通の制限ができる。</p> <p>【消防法第28条 火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。】</p>
<p>情報提供</p>	<p>消防対象物の関係者に建築構造、逃げ遅れの有無など、消火・救助活動に必要な情報を求めることができる。</p> <p>【消防法第25条第3項 火災の現場においては、消防吏員または消防団員</p>

	は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止または人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。】
緊急措置権	消防活動に必要がある時は、消防対象物やその土地を使用、処分、使用制限などできる。 【消防法第29条 消防吏員または消防団員は、消火若しくは延焼の防止または人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、または発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分しまたはその使用を制限することができる。】

2. 消防団員の義務

消防団員には義務も課せられている。

守秘義務	職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様となる。
------	--

《参考資料》道路交通法

(緊急自動車の通行区分等)

第39条 緊急自動車(省略)は追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、道路の右側部分にその全部または一部をほみ出して通行することができる。

2 緊急自動車は、停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

(緊急自動車の優先)

第40条 交差点またはその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、(省略)車両は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2 (省略)緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

(緊急自動車等の特例)

第41条 緊急自動車については、第8条第1項、第17条第6項、第18条、第20条第1項及び第2項、第25条第1項及び第2項、第25条の2第2項、第26条の2第3項、第29条、第30条、第34条第1項、第2項及び第4項、第35条第1項並びに第38条第1項前段及び第2項の規定は、適用しない。

2 第22条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

3 第18条第1項、第20条第1項及び第2項、第20条の2並びに第25条の2第2項の規定は、適用しない。

4 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車(専ら道路の維持、修繕等のために使用する自動車で政令で定めるものをいう。以下第75条の9において同じ)については、第17条第4項及び第6項、第18条第1項、第20条第1項及び第2項、第20条の2、第23条並びに第25条の2第2項の規定は、適用しない。

(消防用車両の優先等)

第41条の2 交差点またはその付近において、消防用車両が接近してきたときは、車両等は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両は、当該消防用車両の通行を妨げてはならない。

3 第39条の規定は、消防用車両について準用する。

第4章 指揮系統と任務内容

火災・水防・震災等各出動時は、安全第一として各種活動すること。

1. 火災出動

火災出動時の指揮系統や任務内容は下記の通りである。指示がある場合は、消防本部・署・分署の指揮の下活動する。

〈参考〉

消防組織法第18条第3項

消防団は、消防長または消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長または消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

役職	任務内容
団長 副団長 指導部長	・消防団全体を総括し、総括的に指揮監督を行う。 ・消防本部指揮隊と協働し運営を行う。 ・消防団指揮本部の運営を行う。
分団長 副分団長 ラッパ隊長	・担当分団の総括指揮と安全管理について指示する。 ・必要に応じ消防団指揮本部の運営を行う。 ・消防本部活動隊と活動内容について、連絡調整を行う。 ・水利部署・中継・筒先配備等の指示、把握に努める。 ・団本部からの指示事項を分団部へ連絡・周知を行う。
部長・班長	・部・班の統括指揮と安全管理について指示する。 ・分団長・副分団長からの指示を班員以下に伝える。 ・的確な水利部署、筒先配備を心掛けること。 ・活動支援(警戒区員の設定、飛び火警戒、通行止め等交通・誘導、照明確保等)を積極的に指示する。 ・被害及び活動状況等を分団長・副分団長へ報告する。
団員	・上級階級者の命を受け、その任務に従事する。

2. 水防・震災等の大規模災害出動時

水防出動時の指揮系統や任務内容は、火災出動時任務内容に準ずる。

自然災害時は、広域的に被害が発生することが予想されるので、本団幹部は村災害対策本部に参集する。災害情報を把握し、村全体での対応策を共通認識し、消防団全体の統括指揮にあたる。消防本部・署・分署の指示がある場合は指揮下で活動する。

3. 捜索出動時

行方不明者が発生し、警察署から捜索要請が掛かった場合についても、火災出動時任務内容に準ずる。